

長期優良住宅認定制度に関する質問及び回答

No	質問内容	回 答
1	性能評価書付きの場合、約1週間で認定すると説明がありましたが、県、高松市共にでしょうか。	香川県及び高松市共に、長期優良住宅の認定申請において、住宅性能評価書の写しが添付された場合の標準処理期間は7日です。
2	書類に不備がない条件で、評価書付きと無しの場合の最短審査日数、最長審査日数のガイドラインを示して頂くと助かります	長期優良住宅の認定申請において、住宅性能評価書の写しが添付された場合の標準処理期間は7日です。また、住宅性能評価書の写しが添付されていない場合の標準処理期間は21日です。(標準処理期間は認定事務に要する標準的な期間を示したものです。)
3	型式認定をとっている住宅において、省略される図書はありますか。	認定申請において、住宅性能評価書の写しが添付された場合には、各階床伏図、小屋伏図及び各種計算書を省略できることとしています。 住宅型式性能認定書の写しを添付することによる添付図書の省略はありません。
4	認定申請書の記入例に「一戸建ての木造軸組み住宅用」と「RC造住宅用」はありましたが、「一戸建ての木造枠組壁工法用」には対応できるのでしょうか。	認定申請の添付図書である設計内容説明書について、説明会資料1-12「長期優良住宅認定申請書作成の手引き(案)」では、設計内容説明書の参考様式として、「一戸建ての木造軸組み住宅用」と「RC造住宅用」を載せていますが、これは木造枠組壁工法に対応した様式とはなっていません。 設計内容説明書は、定められた様式がないことから、住宅性能評価申請に添付する設計内容説明書等を参考に作成してください。
5	建築及び維持保全の状況に関する記録の作成・保存について、建築確認済証、検査済証に関わる項目も含まれるのでしょうか。	認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する記録を作成し保存しなければなりません。建築確認済証及び検査済証は規則で定める記録しなければならない内容には含まれていませんが、住宅に係る重要な情報であることから、記録を保存することが望ましいと考えます。 なお、認定申請書に記載する維持保全計画においては、確認済証に関する記載は要しません。
6	建築工事完了の確認について、所管行政庁の立入り検査はあるのでしょうか。	建築工事が完了したときは、建築工事完了報告書を所管行政庁に提出することとしており、立入り検査は行いません。